



ご存知ですか？

サービス付き 高齢者向け住宅

高齢者にふさわしい住宅性能

- 各住戸の床面積は原則 25㎡以上（なお、居間や食堂などの共同利用できる部分が十分にある場合は 18㎡以上で可）。
- 各住戸には原則、**台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室**を備えています。台所、浴室、収納設備を共同で設置している場合もあります。

《間取り例》



- 廊下、浴室、トイレには手すりが設置され、床に段差がないなどの**バリアフリー構造**になっています。

安心できる見守りサービス

- 安否確認と生活相談サービスの提供が必須となっています。
- 安否確認として、概ね9～17時までは**ケアの専門家が建物内に常駐**しています。
- 安否確認は、各住戸への訪問のほか、赤外線等によるセンサーや緊急通報装置を設置している住宅もあります。



サービス付き高齢者向け住宅は、建物もサービスも物件によって様々です。
ご自身のニーズを明確にして、よく検討して決めましょう。

◆ どんな人が入居できるの？

60歳以上の人または要介護、要支援認定を受けている人およびその同居者が入居できます。同居者の範囲は、配偶者や60歳以上の親族等です。

◆ 入居時に必要なお金は？

事業者は、家賃・敷金・サービスの対価以外の礼金、更新料、権利金等を一切、受け取ってはいけないことになっており、入居時に多額の費用がかからないことがメリットです。また、前払家賃等は解約時に日割りで返還することになっていて、入居契約書に算定方法が明示されています。

◆ 基本サービス以外に、どのようなサービスが受けられるの？

- **食事の提供**＝半数以上の住宅で提供されています。1食から注文できる方式から1日（3食）単位の申し込み、朝晩のみの提供などいろいろなシステムがあります。共用の食堂でとる形態が一般的ですが、部屋に運んでくれるところもあります。
- **その他、生活支援のサービス**＝通院等外出の付き添い、買い物代行、ゴミ出し、金銭や薬の管理など、多種多様なサービスがあります（別途料金がかかる場合あり）。
- **介護保険サービス**＝併設や外部の介護保険事業所を自由に選択して、介護保険サービスを受けることができます。また、24時間介護がついている特定施設生活介護事業所の指定を受けているものもあります。

◆ 戸外への出入りは自由にできるの？

単独で行動できる人なら基本は家に住んでいるのと同様に、自由に外出できます。一方で、心身の状況に応じて住宅独自のルールや制限が設けられている場合もあります。

物件情報を入手するには

■ かながわ住まいの情報紙

年4回発行（うち1回の保存版冊子で全登録物件を紹介）。県内市町村の窓口や有隣堂等で無料配布しています。送付をご希望の方は、（公社）かながわ住まいまちづくり協会（☎ 045-664-6896）へご連絡ください。

■ インターネットホームページ

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム [ホーム](#) > [登録住宅を探す](#)
（<http://www.satsuki-jutaku.jp/search/>）



【お問い合わせ】 ※物件の斡旋はいたしません。

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

☎ 045-664-6896
☎ 045-210-6557